

平成26年第6回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成26年8月25日(月) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 登別市役所 3階 第2会議室
- 3 出席委員(9人)

会長	9番	井野	知弘
会長職務代理者	6番	山下	浩司
委員	1番	成田	昭浩
	2番	吉鷹	敬貴
	3番	逢坂	裕明
	4番	相良	欣一
	5番	三原	一英
	7番	赤樫	治
	8番	近井	一夫
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第 2 議案第21号 農業経営基盤強化促進基本構想の変更について
 - 第 3 議案第22号 現況証明願について
 - 第 4 議案第23号 農地パトロール調査特別委員会の設置について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	志水	孝暢
総括主幹	穴戸	克己

7 会議の概要

事務局長 ただ今から、平成26年第6回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名全員でありますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行を井野会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番吉鷹委員、4番相良委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の宍戸総括主幹を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

次に、日程第2 議案第21号「農業経営基盤強化促進基本構想の変更について」を議題といたします。

事務局長より説明願います。

事務局長 議案書の1ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法施行規則第7条の規定により、登別市長から意見を聴かれましたので審議を求めるものでございます。

農業経営基盤強化促進基本構想の変更につきましては、市の農林水産グループ佐藤主査から説明していただきます。

佐藤主査 農業経営基盤強化促進基本構想の変更についてご説明します。
この基本構想につきましては、29ページありますので、主な変更点の説明とさせていただきますので、ご了承願います。

議案書の2ページをお開き下さい。

まず、農業経営基盤強化促進基本構想とは、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、市町村が農業の発展のために「農業経営基盤の強化の促進に関する指標」「営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」や「農用地の利用集積目標」など、農業経営を育成するために必要な基本事項を定めたものです。

変更の目的は、平成26年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき、北海道が変更した北海道農業経営基盤強化促進基本方針に即して見直しを行うものです。

主な、変更内容は、従来、北海道知事が就農計画を認定していた認定就農者制度と同様の制度が、農業経営基盤強化促進法に青年等就農計画として位置づけられ、市長が計画認定を行うことになり、あらかじめ基本構想に目標とすべき基準等を定めることになりました。

議案書の3ページからの農業経営基盤強化促進基本構想(案)により説明します。

なお、下線部分が修正したところであります。

主な変更点は、新たに農業経営を営もうとする青年等に関して、3点ほどあります。

1点目は、議案書の7ページをお開き下さい。

5.「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」ですが、(1)「新規就農の現状」ですが、登別市の新規就農者は、過去5年間で1人という状況であります。

(2)の「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標」の①「確保・育成すべき人数の目標」につきましては、北海道農業経営基盤強化促進基本方針や当市の過去における新規就農者の状況等を鑑みて、青年等の確保の目標は、3年間で1人とし、雇用就農の受け皿となる法人数を5年間で1法人増加させることを目標としております。

②の「新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所特に関する数値目標」につきましては、北海道の基本方針を踏まえ、年間総労働時間を1,800時間から2,000時間程度としております。

また、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得1経営体あたり5ページ下段に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標440万円をおおむね達成することとしております。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営開

始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、
1 経営体当たりおおむね5割程度の農業所得220万円程度を目標としております。

2点目は、議案書の12ページをお開き下さい。

「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」として、個別経営体、肉用牛専業（繁殖経営）繁殖30頭型及び酪農専業（スタンション方式）30頭型の営農類型を新たに設定しております。

3点目は、議案書の23ページをお開き下さい。

7「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」ですが、(1)①「受入環境の整備」につきましては、公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合と連携し、就農希望者に対し、就農に向けた情報提供を行います。

②「中長期的な取組」につきましては、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会との連携により、各段階の取組みを実施します。

(2)①「農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援」につきましては、登別市が主体となり農業改良普及センター、農業委員、農業協同組合等と連携・協力して、支援を効率的かつ適切に行う仕組みをつくりまします。

②「就農初期段階の地域全体でのサポート」につきましては、新規就農者が地域内で孤立することの無いよう、人・農地プランの作成見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として育成する体制を強化します。

③「経営力の向上に向けた支援」につきましては、営農指導カルテでの指導に限らず、きめ細やかな支援を実施します。

④「青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導」につきましては、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意し、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や北海道の新規就農関連事業を効果的に活用し、経営力を高め、確実な定着へと導き、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導します。

(3)「関係機関等の役割分担」につきましては、就農に向けた情報提供及び就農相談については、青年農業者等育成センター技術や経営ノウハウの習得については、北海道立農業大学校等、就農後の

営農指導等のフォローアップについては、農業改良センター、農業協同組合、登別市認定農業者等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割分担しながら各種取組を進めます。

その他、変更箇所としましては、議案書 11 ページをお開き下さい。「個別経営体」の「営農類型酪農専業」（フリーストール方式）の表が、現行では、3戸共同となっておりますが、当市の現状に即した形で、経営方式を「組織経営体」から「個別経営体」へ、繁殖牛の規模を200頭から100頭規模へと見直しを行っております。

次に、18ページをお開き下さい（12）「農業委員会への報告」につきましては、市に対し農用地利用者から解除の報告があった場合、市から農業委員会へ写しの提出を行う旨の項目を追加しております。

次に、19ページ3「農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項」につきましては、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構に対して、当市が事業の実施の促進を図り、農地中間管理機構との連携や、特例事業についての事業協力等についての項目を追加しております。

なお、農地中間管理機構が発足したことにより、農地保有合理化法人制度が廃止されましたので、基本構想の各ページにおいて、「農地保有合理化法人」から「農地中間管理機構」へ用語の修正を行っております。

また、その他文言の修正等を行っております。

なお、本基本構想（案）の作成にあたり、北海道農業経営基盤強化基本方針と当市の畜産農家の現状を踏まえ、胆振総合振興局及び胆振農業改良普及センターと協議済であることを申し添えます。

今後の事務スケジュールにつきましては、農業委員会・伊達市農業協同組合から本構想の意見をいただいたのち、北海道と協議し、基本構想を変更する予定であります。

以上、「農業経営基盤強化促進基本構想」変更案についての説明を終わります。

議長 長 ただ今、佐藤主査から説明がありましたので、ご意見を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「無し」の声あり。)

議長 長 よろしいですか。
それでは、議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第21号については原案のとおり決定いたしました。

議長 長 次に、日程第3 議案第22号「現況証明願について」を議題といたします。
事務局長より説明願います。

事務局長 議案第22号についてご説明いたします。
議案書の34ページをご覧ください。
願出者は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん、土地の所有者も同じであります。
土地の所在は、XXXXXXXXXX、地番がXXXXXXXXXX、地目につきまは公簿が畑、現況は農地・採草放牧地以外です。
面積はXXXXXXm²、願出理由は、土地地目変更登記のためであります。
資料は、35ページと36ページに添付しておりますので、ご参照ください。
以上です。

議長 長 本件につきましては、現況確認のため調査委員会を設置し、現地調査を実施しておりますので、委員長から報告を受けたいと思います。
吉鷹委員長、お願いします。

吉鷹委員長 議案第22号の現況証明願に係る現地調査の結果について、ご報告いたします。

去る8月12日、午後2時から成田委員、逢坂委員、私吉鷹の3名と事務局職員1名の合計4名で現地調査を実施しましたところ、申請どおりと認められましたので、ご報告いたします。

以上です。

議 長 事務局長の説明及び調査委員長の報告がありましたので、ご質疑を受けたいと思います。
何かございませんか。

(「無し」の声あり。)

議 長 よろしいですか。
それでは、採決いたします。
議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第23号「農地パトロール調査特別委員会の設置について」を議題といたします。

本案については、「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき行うもので、実施にあたっては、「登別市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領」第4条により、農業委員会総会において選任された調査特別委員会の委員3名と農業委員会事務局職員が「農地パトロール調査特別委員会」を開催し、趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施することになっております。

委員をどなたにしたらよろしいか、お諮りいたします。

(「事務局一任」の声あり。)

議 長 事務局一任という声がありましたので、事務局案を発表してください。

事務局長 それでは、事務局案を発表します。
 4番相良委員、5番三原委員、6番山下委員の3名の方にお願
 いします。

議 長 調査特別委員会には、相良委員、三原委員、山下委員の3名とい
 うことではありますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議ないようですので、3名の方に調査特別委員会の委員をお願
 いいたします。

 なお、農地パトロールにつきましては、例年8月から10月にか
 けて実施し、調査結果につきましては総会において報告されてお
 りますが、各委員におかれましても、それぞれの地域において遊
 休農地が発生しないよう監視活動を行っていただきますととも
 に、このような事例を発見した場合には、事務局までご連絡
 くださるようご協力をお願いいたします。

 以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議につ
 きましては、すべて終了いたしました。

 これをもちまして、平成26年第6回農業委員会総会を閉会
 いたします。